

# 全国災対連ニュース

2016年5月31日

116号

発行：災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会（略称・全国災対連）

〒113-8465 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4階 全労連気付 電話 03-5842-5611 FAX03-5842-5620

## 熊本地震補正予算の適正執行等を内閣府に要請

本震から1カ月余がたってもなお、多くの被災者が避難所に身を寄せていますが、その状況は、政府の「避難所の生活環境の整備等について(留意事項)」には程遠く劣悪です。全国災対連は、4月26日にも「熊本地震の被災者救援を求める緊急要請」を提出して内閣府への要請をおこないましたが、熊本地震に限定した補正予算が5月17日に成立したことを受けて5月19日に内閣府要請をおこない、被災者が一日も早く元の生活に戻るよう政府としての機敏な対応を求めました。要請には、全国災対連の笹渡義夫代表世話人(農民連副会長)、川村好伸事務局長(全労連常任幹事)、谷川正嘉事務局次長(全国保団連事務局員)、伊藤潤一世話人(東京災対連事務局長)、児玉紀子世話人(新婦人中央委員)、松井多恵子世話人(全労連事務局員)の6人でおこない、内閣府は総務担当が対応しました。

### 支援金を500万円に引き上げて自力再建を支援する方が財政も効率的

はじめに笹渡代表世話人が「熊本地震にかかる補正予算の適正執行と施策の拡充を求める要請書」を手交し、「4月26日にも要請を行ったが、補正予算が決まったことを受けて、この間に現地の要望などを聞きとりしたこともふまえて、本日あらためて要請書を提出するので、政府としてしっかり対応するよう求める」と述べました。

はじめに内閣府側が回答を行い、「生活再建支援金の限度額を500万円に引き上げることは、個人の資産に対して国がお金を出すものではなく、あくまでお見舞金としてのものであり、各種制度との整合性、過去に受給した被災者との公平性などを考慮する必要があるため、引き上げはできない」と述べました。参加者は、要請書のおもな項目にそって要請主旨を発言していききました。

<保団連> 2007年に生活支援金が300万に引き上げられたのは、能登や中越地震があったからだ。それ以降、リーマンショックやアベノミクスで収入は減り、消費税増税などで物価も上がっている。そうい



う点からも引き上げを考えてほしい。被災者の医療費の一部負担・保険料の免除措置もお願いしたい。熊本県が国に要望している「特別措置」のなかに医療の問題が約10項目あり、健保組合と全国健保協会も要望書を出しているため、参考にしてほしい。

<新婦人> 生活支援金の500万円への引き上げは東日本大震災被災者の声から出され、先日も全国災対連として署名約5万筆を国会に提出した。東日本大震災の場合の被災者支援では、応急仮設住宅が1戸あたり500万円、いろいろな設備の改修などで800万円になり、さらに、災害復興住宅が1戸あたり1700万円、計2500万円もかかるという試算も

ある。生活支援金を500万に引き上げて自力再建の力になるなら、その方が財政的にもかからないことになるのではないか。県が仮設住宅を木造だと努力しているが、益城町などでも木造の仮設住宅にしてほしいという要望が出されている。避難生活が長期化し心のケアの問題などがでてきており、中学3年生までの子どもの医療費無料化をぜひ実現してほしい。避難所での女性の専用スペースの設置や「性被害」防止のための対策強化、避難所運営に女性の声をとり入れてほしい。

**<東京災対連>** 被害が甚大で家の片付け・修理にも時間がかかるなど長期化すると推測されるので、プレハブでなく、長く安心して住める木造の仮設住

宅が要望されると思う。

**<農民連>** 災害復旧土木事業を推進し、作付できない農地や水路の補修が必要であり、その方向性を自治体に示してほしい。

最後に川村事務局長は、多岐にわたる要望書だが、被災者からも直接聞き取りをして取りまとめたものである。被災者・被災地の声を踏まえた対応が第一であり、日本国憲法は幸福追求権と生存権を保障している。運に左右されるのではなく、元の生活に戻れるよう行政としてきちんとした支援を行ってほしいと述べ、政府としての対応を求めました。

## 【要請書】

2016年5月19日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿  
防災担当大臣 河野太郎 殿

災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会  
(略称・全国災対連)

## 熊本地震にかかる補正予算の適正執行と施策の拡充を求める要請

熊本地震対策に限定したとする補正予算が5月17日に成立しました。各方面から指摘されているように、多くの被災者が身を寄せる避難所の状況は、1か月余がたった今でも政府の「避難所の生活環境の整備等について(留意事項)」には程遠い劣悪なものとなっています。

私たち全国災対連は、4月26日に「熊本地震の被災者救援を求める緊急要請」を行ったところですが、いまだに実現していないことは看過できません。補正予算が成立したことを受け、あらためて個人の尊厳が守られ、被災者が一日も早くもとの生活に戻れるよう、以下の要望事項についての政府としての機敏な対応を求めます。

### 記

1、被災者の住宅再建を後押しするため、生活再建支援金の限度額を早急に500万円に引き上げるとともに、半壊世帯も支給対象としてください。

2、避難所について早急に以下の事項を実現してください。

- ① 避難者の心身の健康確保と人権を守るため、「避難所の生活環境の整備等について(留意事項)」をただちに実現してください。
- ② 女性専用スペースの設置を徹底してください。
- ③ 避難者に対するきめ細かな支援体制を早急に強化してください。
- ④ 避難者の健康把握を早急に行い、必要に応じて医療スタッフの24時間配置を行ってください。
- ⑤ 「性被害」を防止するための特別な対策を強化してください。

3、被災者のくらしと生業を再建するため、早急に応急仮設住宅を建設・確保してください。

① 応急仮設住宅は、プレハブ住宅ではなく、2012年の阿蘇地区豪雨災害時と同様に、長期的な使用も想定して木造仮設住宅の建設を優先してください。

② 応急仮設の建設、入居にあたって地域のコミュニティー維持を考慮してください。

③ 災害公営住宅建設などにあたっては、県産木材と倒壊家屋の廃材や地元業者を活用するとともに、緊急雇用創出事業臨時特例交付金等により失業者の雇用など特別な就労支援を講じてください。

4、被災家屋にある家財や電化製品を仮置きするため、空コンテナの借り上げなど国の負担で早急に確保してください。

5、家屋の危険判定や罹災証明のための専門家の人的派遣を急ぐとともに、全壊・半壊家屋の解体やがれき撤去の費用は国が負担し、大分県も含めて被災者の負担とならないようにしてください。

6、学校再建への支援を急ぐとともに、教員の増員、子どもの心のケアの専門家派遣などを行ってください。

7、被災者の医療費一部負担金・保険料の免除処置を拡充してください。

① 医療保険の種別を問わず、被災者の医療費一部負担金・保険料免除を国の負担で実施してください。

② 7月末としている免除対象期間を延長してください。

③ 医療費一部負担金・保険料だけでなく、入院時の食費及び居住費(光熱水費)などについても免除としてください。

④ 中学3年生までの医療費無料化のための予算を国として確保してください。

8、被災者の介護保険の利用料・保険料、障害福祉サービスの利用料の免除及び減免措置についても上記4と同様にしてください。食費・居住費の自己負担分についても免除対象としてください。

9、被災地域の医療保険者、介護保険者等に対する特別な財政援助措置を講じてください。

10、地域住民の生命と健康を守る立場から、公的・民間問わず全ての被災医療機関、被災介護事業所、被災福祉施設の復旧支援に向け、補助金制度の拡充及び無利子融資制度の創設を行ってください。

① 医療施設等災害復旧費補助金を拡大し、全ての民間医療機関を対象にしてください。補助金を増額してください。

② 社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助の対象を拡大し、全ての介護・福祉施設等を対象としてください。補助金を増額してください。

③ 公的、民間問わず被災した医療機関および介護施設・福祉施設の復旧・再建にむけ、無利子かつ長期の返済猶予の緊急融資制度を創設し、ただちに実施してください。

11、中小企業や農家の営業・営農再開のための店舗や工場、農地などの修復費用や運転費用についての直接援助制度をつくってください。

12、行政の災害対策の機構や委員会などに女性の声や実態を反映できるよう必ず女性を登用してください。

ダムの決壊による土砂災害の危険が現実となっている事態を踏まえ、立野ダム建設は直ちに中止してください。

13、九州電力川内原発をただちに停止するよう九州電力にはたらきかけてください。

以上